

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月28日(木) 14時00分～15時05分

2. 開催場所 尾道市役所 4階 大会議室1

3. 出席委員 19人(委員総数19人)

会 長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委 員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 崇哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由	9番	宗 訓親	10番 高橋 泰登
	11番	佐々木 崇	13番	吉原 正紀	14番 松森 智
	15番	中司 睦枝	16番	江田 敏道	17番 米田 健一
	19番	渡邊 直行			

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	—————
金野 省三	小川 隆三	源田 芳教	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
須山 猛	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号 非農地証明申請について

審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第10条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

第3 議案(報告事項)

報告第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第35号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について

報告第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について

報告第37号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸

事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 木田 健太 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

職員 泉 唯

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は19名、定足数に達しておりますので、本日の総会 は成立しております。 議事録署名は16番・江田 敏道委員、17番・米田 健一委員をお願いします。 農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は17名です。
事務局	それでは、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 （議案第36号、申請番号116番から137番までを議案書をもとに説明） 申請番号116番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は久山田町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で1,247㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は使用貸借していた農地を自己所有する ためです。 なお、当該農地では野菜と柿を栽培する申請となっております。 この申請については、8月5日、山田委員、國近推進委員と事務局職員で現地調査を行い ました。 申請番号117番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は東土堂町の4筆、現況地目は畑、面積は合計で421㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。 なお、当該農地では玉ねぎ、キンカンを栽培する申請となっております。 この申請については、事務局職員が撮影した写真を、中司邦弘委員、青山推進委員に確認 してもらいました。 申請番号118番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は栗原町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で494.55㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、譲受人は当該農地に隣接する住宅に転居し、自家消費用の野菜を栽培する申請と なっております。 この申請については、8月5日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を 行いました。 申請番号119番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町三成の1筆、現況地目は畑、面積は46㎡です。 譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高める ためです。 なお、当該農地では、ウメを栽培する申請となっております。 申請番号120番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町猪子迫の2筆、現況地目は畑、面積は合計で259㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は相手方の要望によるです。 なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。 申請番号121番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町中野の1筆、現況地目は畑、面積は922㎡です。 譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は自宅と隣接し利便性を高めるため です。 なお、当該農地では白菜などの葉物野菜、栗、ブドウ、キウイを栽培する申請となっ ております。 申請番号119番から121番までの申請については、8月4日、上峠委員、迫推進委員 と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号122番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は原田町梶山田の1筆、現況地目は田、面積は265㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は使用貸借していた農地を自己所有するためです。
なお、当該農地は畑に改良し、大根などの野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、8月4日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号123番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は浦崎町の1筆、現況地目は畑、面積は826㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、8月5日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号124番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は高須町の1筆、現況地目は畑、面積は497㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、8月5日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号125番、権利の種類は期間13年間の賃借権の設定です。
申請地は御調町大原の2筆、現況地目は田、面積は合計で2,731㎡です。
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では水稻を栽培する申請となっております。
この申請については、8月6日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号126番、権利の種類は交換による所有権移転です。
申請地は向東町の1筆、現況地目は畑、面積は21㎡です。
譲り渡し、譲り受け理由は、ともに、登記と現況を合わせるためです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっており、農地法第5条の規定による許可申請、申請番号107番との関係案件になります。
この申請については、8月5日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号127番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で840㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
なお、当該農地ではブドウ、柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号128番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は269㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。
申請番号127番と128番の申請については、8月5日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号129番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島土生町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で505㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地は、山林化しているところも整備し、自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、8月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号130番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島中庄町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で257㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。

申請番号131番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島大浜町の5筆、現況地目は畑、面積は合計で1,974㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では自家消費用の柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号130番と131番の申請については、8月7日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号132番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島原町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で1,485㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、譲受人は当該農地に隣接する住宅を取得し、別荘的に使いながら、自家消費用のレモン、八朔、ミカンを栽培する申請となっております。

申請番号133番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島原町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で2,079㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では、柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号134番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島洲江町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で552㎡です。
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地は荒廃しておりますが、重機等を使って整備し、八朔を栽培する申請となっております。

申請番号132番から134番までの申請については、8月8日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号135番、権利の種類は期間10年間の使用貸借権の設定です。
申請地は瀬戸田町福田の2筆、現況地目は畑、面積は合計で3,486㎡です。
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は新規就農者としてです。
なお、当該農地では柑橘を栽培し、業者へ出荷する申請となっております。

申請番号136番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町垂水の1筆、現況地目は畑、面積は1,064㎡です。
譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号137番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町垂水の1筆、現況地目は畑、面積は313㎡です。
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では自家消費用のレモンを栽培する申請となっております。
申請番号135番から137番までの申請については、8月8日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号116番から137番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

	(補足説明、質問、意見なし) ないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号１１６番から１３７番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。
議 長	次に、議案第３７号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第３７号、農地法第４条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 (議案第３７号、申請番号１５番から１６番までを議案書をもとに説明) 申請番号１５番、所在は原田町の８筆、地目は畑と田が４筆ずつ、農振農用地区域外、合計３９７．０７㎡の転用計画です。 申請地は都市計画区域外にあり、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、農地区分は第２種農地に該当します。 転用目的は宅地拡張で、進入路、庭敷きが設置されています。 申請人は、以前から自身の土地を利用し、庭、進入路として使用しているというものです。 この申請については、８月４日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号１６番、所在は向東町の１筆、地目は田、農振農用地区域外、２９３㎡の転用計画です。 申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他２種に該当します。 転用目的は一般住宅用地で、住宅１棟、駐車場２区画、合併浄化槽、庭、倉庫が設置されています。 申請人は、以前から自身の土地を利用し、住宅として居住しているというものです。 この申請については、８月５日、中司善章委員、中司睦枝委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、事務局より説明が終わりました。 補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。 (補足説明、質問、意見なし) ないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号１５番から１６番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 38 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第 38 号、申請番号 101 番から 117 番までを議案書をもとに説明)

申請番号 101・102・104 番につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、いずれも売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町本郷及び美ノ郷町三成の計 4 筆、地目は田が 3 筆、畑が 1 筆、農振農用地区域外、申請番号 101・102 番の合計 1,930㎡ 申請番号 104 番が 1,583㎡ の太陽光発電設備、太陽光パネル 172 枚、162 枚の全 2 か所の転用計画です。

発電量はいずれも 49.5kw になります。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他 2 種に該当します。

譲受人は大阪市に本店を置く、主に再生可能エネルギー事業などを営む法人であり、この度新たに 申請地を購入し、太陽光発電設備として利用したいというもので、本件は F I T 制度の対象外の事業となっております。

なお、申請番号 101・102 番の申請地は上峠委員、迫推進委員で、申請事業者立会いのもと現地調査を行った際に、申請地には電柱が事前に設置されていることを確認しました。

事業者によれば、電柱設置の経緯は不明とのことでしたが、8 月 20 日、再度の現地調査の際に、事業者が◇◇◇◇に依頼し、事前着工により設置されたものと判明しました。

今後このような事前着工を起こさない旨の顛末書が提出されております。

申請番号 103 番は先程説明した申請番号 104 番の進入路です。

申請内容は使用貸借による権利の設定です。

所在は美ノ郷町三成の 2 筆、地目は田、農振農用地区域外、1,196㎡のうち 90.59㎡の一部一時転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他 2 種に該当します。

転用目的は太陽光発電設備で、進入路が計画されています。

譲受人は大阪市に本店を置く、主に再生可能エネルギー事業を営む法人であり、この度申請地を借り受け、隣接太陽光への進入路として使用したいというものです。

申請番号 105 番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は木ノ庄町の 3 筆、地目は田、農振農用地区域外、524㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他 2 種に該当します。

転用目的は一般住宅用地で、住宅 1 棟、建築面積 72.87㎡、合併浄化槽、駐車場 2 区画が計画されています。

譲受人は、この度申請地を取得し、住宅を建設し居住したいというものです。

申請番号 101 から 105 番については、8 月 4 日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で申請事業者立会いのもと、現地調査を行いました。

申請番号 106 番、申請内容は賃貸借による権利の設定です。

所在は高須町の 5 筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計 889㎡の一時転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他 2 種に該当します。

転用目的は資材置場用地で、資機材置場、仮設トイレ、鉄板板、策道エンジン、ユニック車等工事車両が計画されています。

借受人は広島市に本店を置く主に建設業などを営む法人であり、この度申請地を借り受け、資材置場として使用したいというものです。

この申請については、8 月 5 日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号107番、申請内容は交換による所有権の移転です。
所在は向東町の全2筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、20.19㎡の転用事案です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分は第2種農地に該当いたします。
転用目的は登記と現況を合わせるためであり、既に庭敷きになっております。
譲受人は土地利用の向上を図るため、隣接地との交換をして利用しておりましたが、今回登記と現況を合わせるために敷地を整理するものです。

なお、申請に際しては、顛末書が添付されています。
また本件は、先ほどご審議いただきました農地法3条の規定による許可申請の申請番号126番及び農地法4条の規定による許可申請の申請番号16番と関連するものになります。
この申請については、8月5日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号108番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は向島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、83㎡の転用事案です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分は第2種農地に該当いたします。
転用目的は自宅進入路及び庭敷きです。
譲受人は、このたび三次市より転居予定であり、申請地は譲渡人が既に進入路及び庭敷きとして利用していたことから、申請に際しては顛末書が添付されております。
この申請については、8月5日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号109番から117番につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため、一括して説明いたします。
申請内容は、いずれも売買による所有権の移転です。
所在は、御調町岩根及び御調町三郎丸の全13筆、地目は全て田、農振農用地区域外、申請番号109番の3筆の合計が1,437㎡、申請番号110番・111番の3筆の合計が1,345㎡、申請番号112番・113番・114番の3筆の合計が1,712㎡、申請番号115番・116番の2筆の合計が898㎡、申請番号117番の2筆の合計が1,168㎡の転用目的が太陽光発電設備で、太陽光パネル168枚の全5か所の転用計画です。
発電量はいずれも49.5kwになります。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。
譲受人は、福岡市に本店を置く、主に再生可能エネルギー事業などを営む法人であり、この度申請地を取得し、太陽光発電設備として利用したいというもので、本件は、FIT制度の対象外の事業となっております。

申請番号109番から117番の申請については8月6日、宗委員、金野推進委員と事務局職員で申請代理人立会いのもと現地調査を行っております。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、申請地に隣接する農地所有者等に対し、事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

2 番委員

いつも太陽光のことでお騒がせしておりますが、私が迫委員と現地確認をした101番と102番なのですが、電柱を確認した時には、すでに電柱が建っておりました。
電柱が建ったのが現地確認の1週間前、電線を張ったのが現地確認の1週間後、20日に再度現地確認をして、この時点で顛末書が出た、これでOKをしていいものか悩んでいる。
それともう1点、渡し人の〇〇さん自身が施設に入っているということを聞き、目が不自由ということらしいので、申請書に誰が判を押したのかが気になっている、以上です。

事務局	はい、今回の事前着工なんですけれども、事前着工については、顛末書ということで、今後一切このような事前着工をしないということで、書類を書かせている、という、指導をしているところです。 〇〇さんについては、目が不自由な方で、同意書が正しいかどうか分からないという指摘なんですけれども、そこを疑ってしまうと、委任状の書類の意味がなくなってしまうというか、委任状が出ている以上、信じざるを得ないのかなと思っています。
2 番委員	委任状が出ているんですか？
事務局	委任状は出ています。
2 番委員	僕は知らなかったから。署名があるなら問題ないです。
事務局	あと、事前着工がよく分からなかった。
事務局	事前着工は、こちらから擁護することではなく、事前着工は悪いことですので、そこは厳しく指導して、こういうことが今後二度と起こらないように。
2 番・5 番委員	原状に戻すことはできないのか。
事務局	原状に戻すことは難しい。 電柱を建てたのが申請した会社から依頼を受けた◇◇◇◇が設置したという経緯があり、◇◇◇◇の方に指導をするようになるのですが、それは難しいところがあります。 今回の申請地が農振農用地であれば、撤去という厳しい対応がとれるかとは思いますが、第2種農地となっていて、基本的に第3種農地を持っていなければ原則転用可能な農地となりますので、もし撤去をしたとして、もう一度申請を出されたら、転用が可能である土地をわざわざ撤去の指導までするというのは、やりすぎではないかということもあります。
事務局	委任状が出されていることをお伝えしていなかったのは申し訳ありませんでした。
2 番委員	知らなかった。
事務局	申し訳ありませんでした。 以後、申請に付いているもの、事業計画等は現地確認の時に丁寧に説明をさせていただくようにします。 電柱が事前着工されていたことについてなんですけれども、担当者から聞く話では、過去に無断転用を繰り返しているという実態がないということで、始末書が出てくれば、追認で許可できる内容であれば、前に進めていくということに、規程でもなっておりますので、今回議案に挙げさせていただいて、追認の方向で進めさせていただいております。 以上です。
議 長	よろしいでしょうか。
2 番委員	電柱については納得はしていない。 ただ、こうしなさいと私の方から言えない。 設置された人が取ってくれというならできるかもしれないが、私は全くの部外者なので電柱を取れとは言えない。 違法だとは分かっているとも言えない。でも、地元の方は言われるが。 お騒がせしております。すみません。
議 長	その他、ありませんか。 (補足説明、意見なし) ないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号101番から117番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。
議 長	次に、議案第39号「非農地証明申請について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。

それでは、議案第 39 号 非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第 39 号、申請番号 35 番及び 46 番を議案書をもとに説明)

申請番号 35 番、吉和町の 2 筆、現況地目は宅地、面積は 306 m²です。

利用状況は、昭和 60 年頃に住宅を建築し、住宅敷地として利用され、現在に至っている状況です。

農振農用地区域外、第 2 種農地、市街化調整区域です。

この申請の農地については、8 月 5 日、山田委員、國近推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号 36 番、木ノ庄町木梨の 2 筆、現況地目は宅地及び雑種地、面積は合わせて 176 m²です。

利用状況は、昭和 62 年に隣接地に住宅を建築した頃より、前者は一体の住宅敷地として利用され、後者は住宅敷地への進入路として、現在に至っている状況です。

農振農用地区域外、第 2 種農地、都市計画区域外です。

この申請の農地については、8 月 4 日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行い、前者は宅地、後者は雑種地に判定されました。

申請番号 37 番、高須町の 1 筆、現況地目は宅地、面積は 375 m²です。

利用状況は、平成 7 年に住宅を建築し、住宅敷地として利用され、現在に至っている状況です。

農振地域外、第 3 種農地、市街化区域です。

この申請については、8 月 5 日渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号 38 番、向東町の 1 筆、現況地目は原野、面積は 9.91 m²です。

利用状況は、平成 20 年に住宅建築目的で本件土地を取得以降、転用が行われないまま取得法人が解散され、現在は原野の状態になっている状況です。

農振農用地区域外、第 2 種農地、市街化調整区域です。

この申請の農地については、8 月 5 日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

申請番号 39 番、向島町の 1 筆、現況地目は山林、面積は 272 m²です。

利用状況は、昭和 52 年頃より長期間耕作を放棄され、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第 2 種農地、市街化調整区域です。

この申請の農地については、8 月 5 日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号 40 番、因島三庄町の 1 筆、現況地目は宅地、面積は 88 m²です。

利用状況は、昭和 48 年頃に住宅を建築し、住宅敷地として利用され、現在に至っている状況です。

農振地域外、第 3 種農地、非線引き都市計画区域 用途地域内です。

申請番号 41 番、因島三庄町の 1 筆、現況地目は雑種地及び山林、面積は 688 m²です。

利用状況は、昭和 59 年頃より倉庫が建築され、現在は倉庫が取り壊され、雑種地となっている状況です。

残りの土地は平成 21 年以前より耕作を放棄され、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振地域外、第 3 種農地、非線引き都市計画区域 用途地域内です。

申請番号 40 番、41 番については、8 月 7 日村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、申請番号 40 番は宅地、申請番号 41 番は雑種地及び山林に判定されました。

申請番号 42 番、因島大浜町の 2 筆、現況地目は山林、面積は合わせて 942 m²です。

利用状況は、平成 21 年以前より長期間耕作を放棄され、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第 2 種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。

申請番号４３番、因島中庄町の２筆、現況地目は山林、面積は合わせて５５８㎡です。
 利用状況は、平成７年頃より耕作を放棄され、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。
 農振農用地区域外、第２種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。
 この申請については、８月７日松浦委員、須山委員と事務局職員で現地調査を行い、申請番号４２番・４３番ともに山林に判定されました。

申請番号４４番、因島原町の１筆、現況地目は山林、面積は３４７㎡です。
 利用状況は、平成１７年頃より耕作を放棄され、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。
 農振農用地区域外、第２種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。
 この申請については、８月８日江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号４５番、瀬戸田町瀬戸田の１筆、現況地目は境内地、面積は１３０７㎡です。
 利用状況は、平成２１年以前より境内地内の一部として利用され、現在に至っている状況です。
 農振地域外、第３種農地、非線引き都市計画区域 用途地域内です。

申請番号４６番、瀬戸田町瀬戸田の２筆、現況地目は原野、面積は合わせて２０８．２０㎡です。
 利用状況は、平成１３年以降耕作を放棄され、現在は雑草等が繁茂し、原野化している状況です。
 農振地域外、第３種農地、非線引き都市計画区域 用途地域内です。
 申請番号４５番、４６番については、８月８日植原委員、中田推進委員と事務局職員で現地調査を行い、申請番号４５番は境内地、申請番号４６番は原野に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
 補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号３５番から４６番は原案のとおり、決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議 長

次に、市からの意見徴収案件である審議事項（２）「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産
課職員

農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項によって、貴会の意見を求めます。

(議案書資料をもとに説明)

今回は１６件、合計３４筆についてですが、説明については新規案件分の番号１番から１１番までとさせていただきます、それ以降の番号１２番から１６番までは利用権設定からの更新案件ですので説明を省略させていただきます。それでは、説明をいたします。

番号1番、美ノ郷町本郷の1筆、614㎡についてです。
農地中間管理機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の水稻の生産用地として使用されます。
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和12年9月30日までです。

番号2番、瀬戸田町高根の3筆、合計3,916㎡についてです。
機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の柑橘の生産用地として使用されます。
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和10年9月30日までです。

番号3番、因島重井町の2筆、合計796㎡についてです。
機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の野菜の生産用地として使用されます。
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和12年9月30日までです。

番号4番、因島重井町の2筆、合計2,294㎡についてです。
機構から転貸後は認定農業者である法人の野菜の生産用地として使用されます。
権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和17年9月30日までです。

番号5番、因島重井町の3筆、合計6,674㎡についてです。
機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の柑橘の生産用地として使用されます。
権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和27年9月30日までです。

番号6番、御調町植野の1筆、2,295㎡についてです。
機構から転貸後は認定農業者である法人の水稻の生産用地として使用されます。
権利の種類は物納の賃貸借権で、存続期間は令和16年3月31日までです。

番号7番、因島中庄町の1筆、3,458㎡の内、一部貸借の1,700㎡についてです。
機構から転貸後は認定農業者である法人の柑橘の生産用地として使用されます。
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和27年9月30日までです。

番号8番、因島重井町の1筆、2,889㎡の内、一部貸借の1,689㎡についてです。
機構から転貸後は認定農業者の野菜の生産用地として使用されます。
権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和17年9月30日までです。

番号9番、瀬戸田町宮原の3筆、合計1,689㎡についてです。
機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の柑橘の生産用地として使用されます。
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和22年9月30日までです。

番号10番、瀬戸田町荻の7筆、合計4,598㎡についてです。
機構から転貸後は認定農業者の柑橘の生産用地として使用されます。
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和17年9月30日までです。

番号11番、因島重井町の1筆、1,785㎡についてです。
機構から転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の野菜の生産用地として使用されます。
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和12年9月30日までです。

以上までが新規案件です。
以下番号12番から16番までは利用権からの更新案件であるため、この度の説明は省略させていただきます。

	本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用集積等促進計画の認可を広島県が判断することになります。 以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、農林水産課より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
中田推進 委員	貸借期間が10/1～9/30になっていますが、柑橘では技術的には4月1日から3月31日までにした方がいいと思うんですが、その辺をどう思われますか。
農林水産 課職員	今、これについては、4, 5, 6月に申出書が出てきたものについて、10月1日からの始期で始めますよということでの受付になっておりますので、それに合わせた貸借期間になっております。
中田推進 委員	実際9月30日にやめるんだったら、柑橘の場合は作の途中で止めるようになるから困ると思うんですけど。
農林水産 課職員	一応両者にサインを頂いたうえで、期間がこのように書かれて出てきているので、一応両者の同意は得られているものと思うのですが、ただ、両方で話をさせていただいて、途中での期間を経ずに合意解約することもできますし、次の更新の時は3月末までにするとか、そういうこともできます。
中田推進 委員	事前に計画があれば、そういうやりとりができると思うのですが、9月30日ちょっと前になると分からないんで、もしそれを教えていただいたらいいようにできるのかなと思ってます。
農林水産 課職員	解約の時期、期間満了の前にもっと早くということですね。承知しました。 機構からは期間満了を迎える1年前には市の方にお知らせが届きますので、早めに委員さんの方にご連絡するということは十分可能かと思われますので、今後は気を付けていきたいと思います。
議 長	その他、ありませんか。 (補足説明、質問、意見なし) 質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。 農用地利用集積等促進計画(案)については、異議ない旨の意見決定をすることに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、意見を付けて異議ない旨の決定することに決しました。 農林水産課の方、ご苦労さまでした。 [農林水産課、退席]
議 長	次に、報告事項に入ります。 報告第34号から第37号までを一括して審査を行います。 質疑のある方は挙手をしてください。 (質問、意見なし) 質疑がないようなので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。
議 長	次に、その他に入ります。
各委員	まず各調査区での活動状況について報告があれば、挙手のうえ発言してください。 (活動状況報告：省略)
議 長	次に、事務局より、その他についての説明を求めます。
事務局	(事務局 説明)

議 長	ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
事務局	(質疑応答)
議 長	それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。
副会長	長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦労様でした。
